

## 1. (2)

### ■中期目標

#### ⑤ 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等

鉄道施設に係る貸付料及び譲渡代金による調達資金の確実な回収に当たっては、毎年度回収計画を策定し、確実な回収を図る。

さらに、並行在来線への支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、日本貨物鉄道株式会社に対して貨物調整金を交付する。

### ■中期計画

#### (2) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等

整備新幹線事業として実施している北陸新幹線（長野・金沢間）及び北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）について、それぞれの完成後、各営業主体に対して貸付を行う。また、主要幹線及び大都市交通線で国土交通大臣が指定する貸付期間が経過した区間について、貸付している各鉄道事業者に対して譲渡を行う。

鉄道事業者に対して貸付又は譲渡した鉄道施設について、機構の調達資金を確実に返済・償還するため、毎年度、事業者ごとに貸付料及び譲渡代金の回収計画を設定し、その全額を確実に回収する。なお、償還期間の変更を実施した事業者については、毎年度決算終了後経営状況等の把握を図り、償還確実性を検証する。

さらに、並行在来線への支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、日本貨物鉄道株式会社に対して貨物調整金を交付する。

### ■平成 25 年度計画

#### (2) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等

鉄道事業者に対し貸付又は譲渡した鉄道施設の貸付料・譲渡代金の確実な回収を図る。なお、償還期間の変更を実施した事業者については平成 24 年度決算終了後経営状況等の把握をし、償還確実性を検証する。

国土交通大臣が指定する貸付期間が経過する武蔵野線（新松戸・府中本町間）、根岸線（洋光台・大船間）及び京葉線（塩浜操車場・東京貨物ターミナル間）について、東日本旅客鉄道株式会社に、伊勢線（南四日市・河原田間）について、東海旅客鉄道株式会社に、それぞれ譲渡を行い、その譲渡代金の確実な回収を図る。

並行在来線への支援のための貨物調整金について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、国土交通大臣の承認を受けた金額を日本貨物鉄道株式会社に対して交付する。

### ■年度計画における目標設定の考え方

中期計画において、調達資金を確実に返済・償還するため、鉄道事業者の経営状況等の一層の把握を図りつつ、毎年度貸付料及び譲渡代金の回収計画額を設定し、当該計画額の回収達成を図ることとした。

#### 1. 貸付線について

- (1) 貸付資産には、整備新幹線（北陸新幹線（高崎・長野間）、東北新幹線（盛岡・新青森間）、九州新幹線（博多・鹿児島中央間））、主要幹線及び大都市交通線（武

蔵野線、京葉線、湖西線等）及び津軽海峡線がある。

鉄道事業者（ＪＲ北海道、ＪＲ東日本、ＪＲ東海、ＪＲ西日本及びＪＲ九州）へ貸し付ける鉄道施設に係る毎事業年度の貸付料は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成 15 年政令第 293 号。以下「機構法施行令」という。）第 6 条、第 7 条又は附則第 5 条に定める基準に基づき算出した額について国土交通大臣の認可を得た上で回収することとした。

（貸付料の基準）

○整備新幹線

- ・ 鉄道事業者の受益の額（定額）
- ・ 租税及び管理費

○主要幹線及び大都市交通線

- ・ 建設に要した費用のうち有償資金に係る部分は、40 年間元利均等半年賦償還方式による当該年度の半年賦金の合計額
- ・ 無償資金に係る部分は、減価償却費の額
- ・ 債券発行費、債券発行差金、租税及び管理費

○津軽海峡線

- ・ 租税及び管理費

（２）主要幹線及び大都市交通線のうち、国土交通大臣が指定する貸付期間（40 年間）を経過する武蔵野線（新松戸・府中本町間）、根岸線（洋光台・大船間）及び京葉線（塩浜操作場・東京貨物ターミナル間）について東日本旅客鉄道株式会社に、伊勢線（南四日市・河原田間）について東海旅客鉄道株式会社に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）第 13 条及び機構法施行令第 5 条に基づき、それぞれ譲渡を行うこととした。

## 2. 譲渡線について

譲渡事業は、国土交通大臣の指示により機構が建設又は大改良を実施し完成した鉄道施設を国土交通大臣の認可を得て各鉄道事業者の有償で譲渡を行い、その対価は国土交通大臣の指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により回収することとした。

上記の他に鉄道事業者の意向による期限前返済が見込まれる。

## 3. 貨物調整金について

並行在来線への支援のための貨物調整金について、特例業務勘定から建設勘定への繰入により、国土交通大臣の承認を受けた金額を日本貨物鉄道株式会社に対し交付することとした。

## ■当該年度における取組み

### 1. 貸付線について

- (1) 平成 25 年度貸付料の要回収額は 1,003 億円であり、これを当該年度の回収額として国土交通大臣の認可を得たうえ、全額回収を行ったことから、調達資金の回収は確実に実施した。
- (2) 主要幹線及び大都市交通線のうち、国土交通大臣が指定する貸付期間を経過した平成 25 年 4 月 1 日に武蔵野線（新松戸・府中本町間）、平成 25 年 4 月 9 日に根岸線（洋光台・大船間）及び平成 25 年 10 月 1 日に京葉線（塩浜操作場・東京貨物ターミナル間）を東日本旅客鉄道株式会社に、平成 25 年 9 月 1 日に伊勢線（南四日市・河原田間）を東海旅客鉄道株式会社に、国土交通大臣の認可を得たうえ、それぞれ譲渡し、その譲渡代金 4 億円を全額回収した。

### 2. 譲渡線について

#### (1) 鉄道事業者の経営状況の把握

譲渡代金を確実に回収するため、機構が債権を有する第三セクター会社のうち東葉高速鉄道(株)、北総鉄道(株)、埼玉高速鉄道(株)、東京臨海高速鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)及び首都圏新都市鉄道(株)に対し、平成 24 年度決算及び平成 25 年度上期決算、会社の経営状況等のヒアリングを行い、経営状況の把握に努めた。

#### (2) 譲渡代金の回収

平成 25 年度の譲渡代金は関西高速鉄道(株)ほか 2 者からの期限前返済 131 億円含めて、要回収額は 1,042 億円であり、これを当該年度の回収額とし、全額回収を行ったことから、調達資金の回収は確実に実施した。

### 3. 貨物調整金について

平成 25 年度の貨物調整金については、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、四半期ごとに国土交通大臣の承認を得たうえ、60 億円を日本貨物鉄道株式会社に、確実に交付した。

## ■中期目標達成に向けた見通し

### 1. 貸付線について

平成 26 年度以降についても、J R 北海道、J R 東日本、J R 東海、J R 西日本及び J R 九州へ貸し付けた鉄道施設の貸付料は、毎年度回収計画を設定し、国土交通大臣の貸付料の変更認可を得て、その全額の回収達成を図ることで、中期目標を達成することは可能と考えている。

### 2. 譲渡線について

平成 26 年度以降についても、各社の年度決算ヒアリング等を中心に、機構が債権を持つ会社の経営状況等の把握に努め、毎年度回収計画を設定し、その全額の回収達成を図ることで、中期目標を達成することは可能と考えている。

### 3. 貨物調整金について

平成 26 年度以降についても、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、国土交通大臣の承認を受けた金額を日本貨物鉄道株式会社に対し交付することで、中期目標を達成することは可能と考えている。